



令和7年度 人権センターだより 第2号

〒698-0036 須子町3-1
TEL 31-0412
FAX 31-0414

～ 一人の人権が尊重され、誰もが暮らしやすいまちへ ～

「益田市差別のない人権尊重の社会づくり条例」ができました

市では、全ての人の人権が尊重され、個性や多様性を認め合うことのできる社会の実現をめざし「益田市差別のない人権尊重の社会づくり条例」を令和7年4月に施行しました。

この条例では、差別のない人権尊重の社会づくりを進めるうえでの基本となる考えのほか、市民や事業者の皆さん、市が行うべきことなどを定めています。

市ホームページ「益田市差別のない人権尊重の社会づくり条例を制定しました」▶



～条例の主な内容～

市が取り組むこと

- 市政のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立って取り組みます。
- 差別のない人権尊重の社会づくりに必要な施策を総合的、計画的に推進します。

市民のみなさんへ

- 人権に対する意識を高め、他の人の人権を尊重するよう努めましょう。
- 人権問題の解消に向け、自らも積極的かつ主体的な役割を果たすよう努めましょう。

事業者のみなさんへ

- 事業活動に関わる人の人権を尊重するよう努めましょう。
- 人権尊重の視点に立って事業活動を行うよう努めましょう。

人権を侵害する行為の禁止（第7条）

家庭、学校、職場、地域、インターネット上など社会におけるあらゆる場所や場面で、差別的言動、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷他の人の人権を侵害する行為を行ってはなりません。

人権教育および人権啓発の推進（第11条）

市は、差別のない人権尊重の社会づくりを推進するため、あらゆる機会をとらえて人権教育に取り組むとともに、人権啓発の充実に努めます。

相談および支援体制の充実（第12条）

市は、人権侵害に関するさまざまな相談に的確に応じ、必要な支援を行うため、国、県その他関係する組織と連携し、相談および支援体制の充実に努めます。

「益田市差別のない人権尊重の社会づくり条例」

記念事業を開催しました

「益田市差別のない人権尊重の社会づくり条例」について理解を深めるための学習の場として、令和7年11月4日に奥田均さん（近畿大学名誉教授）をお招きしご講演いただきました。

講演会では条例の名称にある「差別のない人権尊重の社会づくり」という言葉に焦点を当て、差別や人権の課題を考える上での重要なポイントを、具体例として部落問題を取り上げ、抽象的な議論ではなく具体的にわかりやすく人権問題についてお話されました。

【部落差別の現状と課題】

条例の目的は、差別のない社会をめざすことで、これは裏を返せば、現在も差別が存在していることを示しており、部落差別は、直接見聞きしたことがない人々の間で、存在の有無について意見の食い違いが生じている。

近年では、インターネット上での部落差別を助長する情報（動画による地区の映像流出や墓地の暴露等）、悪質な書き込みや誤った情報による人権侵害も新たな課題として挙げられている。



【差別解消に向けて】

差別や人権侵害をなくすためには、差別の存在を個人の認識の違いではなく、社会問題としてとらえることで解消できる。私たちがつくり出してしまった差別は、社会を構成する私たちが差別問題を抱える当事者だと受け止め、私たちの取組によって解消することができる。

条例は市民に対して差別のない人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、生活の場で互いに人権を尊重するよう努めることが求められており、市民が主体的に差別解消に向けた役割を果たすことに努めてほしいと書いてある。

また、事業者に対しても差別のない社会の担い手としての自覚を促すなど、社会全体で差別解消に向けた取り組みを進めることが期待されている。

【今後の展望】

社会づくりの主役は市民であり、差別問題を社会問題としてとらえることで差別はなくなっていくという考え方をぜひともこの条例から学んでほしい。そのためには、この条例の主役である市民に知ってもらうことが必要である。この条例の普及と実践のために、学校・職場・地域など様々なところで広めることが重要であり、これにより、条例の理念が地域全体に浸透し、差別のない社会づくりが進むことを期待している。

【参加者アンケートより】

私たちが作り出した「差別」は、私たちの取組によって解消することができるからこそ、もっと学ぶ必要があるとあらためて感じた。「社会づくりの主役は市民」、この言葉を忘れずにいようと思う。

「差別」に対する認識は本当に人それぞれだと感じる。まずは、これからは誰もが「差別はある」と素直に実感して、認識することが大切だと改めて思った。差別を受けている当事者以外の人たちが実感として認識することは難しいが、このような研修会が、そのきっかけになれば良いと思う。



* 当館では年間を通して様々な人権啓発講演会・講座（市民参加型）を計画し、「広報ますだ」・「市公式ウェブサイト」にてご案内しています。また、各種人権課題に応じた啓発用DVDを貸し出しております。企業内や地域にて小グループの会合や、各種サロン等開催時の人権研修にご活用ください。

なお、生活相談等も随時受けておりますので、お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。また、弁護士や行政書士等による無料相談会（要予約）も開催しています。詳細は問い合わせください。